ヒアリング調査結果 (概要)

1. ヒアリングの概要

ヒアリング先	ヒアリング日	ヒアリング内容(例)
八王子市建設業協会 (代表 都南建設株式会社)	H28.3.2	 収集運搬に係る協力可能性 仮置場(一次・二次)の管理運営に係る協力可能性 被災家屋の分別解体等に係る協力可能性 八王子市との協定締結状況 発災後における協会の立ち位置
八王子市一般廃棄物 収集運搬業者連絡協議会 (代表 株式会社ハチオウ)	H28.2.8	収集運搬に係る協力可能性仮置場(一次・二次)の管理運営に係る協力可能性有害廃棄物、適正処理困難物の処理先に係る情報八王子市との協定締結状況
東京都市町村清掃協議会 (幹事市 東久留米市)	H28.2.3	既存協定(相互応援協定)活用時の課題特別区・島嶼との調整事項複数市町村での共同処理
三多摩清掃施設協議会 (幹事団体 柳泉園組合)	H28.2.3	既存協定(相互応援協定)活用時の課題構成団体の各施設における余力等地元との調整に必要な事項
東京たま広域資源循環組合	H28.2.4	組合所有施設(エコセメント化施設、二ツ塚最終処分場)での 受け入れにあたっての条件組合規約上での災害対応事項災害時における搬入配分の負担金の扱い
東京都	H28.2.5	● 都最終処分場利用にあたっての条件● 都外処理の考え方● 東京都災害廃棄物処理計画

2. 市内民間事業者団体へのヒアリング結果について *八王子市建設業協会*

収集運搬に係る協力可能性について

- がれき等の運搬については、協力できる可能性はある(生活系ごみの運搬は難しい)
- あらかじめ、地区ごとに割り振りを決めるなどの準備が必要(除雪業務のように)
- 所属企業が所有する機材・人材の把握が必要

仮置場(一次・二次)の管理運営について

- ごみ山の整地等については、指示があれば対応可能な企業は多いと思われる
- 所属企業の半数は協力可能だと思われるが、詳細については八王子市の災害廃棄物対策に 関する検討が煮詰まった段階でないと分からない

被災家屋の分別解体等について

● 建設業協会ではなく、解体業の団体と調整すべき事項だと思われる(所属企業の一部は対応 可能だと思われるが、協力可否については分からない)

その他(協定締結状況、協会の立ち位置等)

- 八王子市との協定締結状況は把握していない
- 協会への加盟率が下がっている中で、現在の所属企業は27社であり、<u>協会に所属する企業だけでは、市内全域の災害対応は難しい</u>ため、加盟率を上げることが重要

2.市内民間事業者団体へのヒアリング結果について *八王子市―般廃棄物収集運搬業者連絡協議会*

収集運搬に係る協力可能性について

- 所属企業のほとんどが「何をすればいいのか分からない」という状況
- <u>協力可能性については、意見集約できていない</u>ため、今後、何らかの形(アンケート、ヒアリング等)で意見集約していく必要がある(当協議会に所属していない企業の扱いに留意が必要)
- がれき等の運搬については、性状を考慮すると<u>産廃業者にも声掛けが必要</u>だと思われる
- 所属企業における機材の所有状況については、ギャップを把握するためにも、事前に把握して おくことが重要(市内に常駐している車両、重機オペレーションの経験に関する調査も必要)

仮置場(一次・二次)の管理運営について

- 二次災害の防止のため、危険物や有害物に関する目利きのある人材の投入も必要
- 所属企業ごとに普段行っている選別方法が異なるため、<u>日ごろどのような選別を実施している</u>か、<u>調査・把握</u>した上で、協力の可能性について意見集約した方が良い

有害廃棄物等の処理先に係る情報について

● 有害廃棄物等は全国レベルで受け皿が少ない(安心して処理・処分を任せられる業者が少ない)ことから、発災前から、災害時の受け皿となり得る関係を築いておくことが重要

その他(協定締結状況等)

- 八王子市との協定締結状況は把握していない
- 災害廃棄物対策について、ほとんど何も知らない企業が多いため、<u>災害廃棄物処理に関する</u> <u>基礎情報の提供や研修が重要</u>(市と共同でWSを開催し、業者から意見をもらう機会も必要)

2. 市内民間事業者団体へのヒアリング結果(まとめ)

ヒアリング結果のまとめ(課題の整理)

1. 八王子市との協定締結状況が把握できていない

- 両団体とも、八王子市との協定締結状況を把握していない
- 八王子市においては、庁内の各部局で締結している災害時対応に係る協定の整理が必要

2. 団体加盟企業の災害廃棄物対策に係る知識が少なく、認知度が低い状況

- 災害廃棄物処理自体、経験が無い企業がほとんどであるため、災害時に「何をすればいいのかが分からない」という状況の企業が多い
- 団体独自での取り組みと並行して、八王子市と各団体が連携して、災害廃棄物に関する知識を身に つけるための取り組みが必要

3. 団体に加盟する企業における機材・人材の保有状況を把握できていない

- 各業者がどのような能力(機材、人材等)を有するか、団体として把握できていない
- 今後、協力可能性に係る意見集約と合わせて、事前に把握しておくことが必要

4. 現状、災害対応を想定していないため、発災後、窓口としての機能が果たせない

- 災害時の窓口や連携体制等については検討していない状況
- 加盟率の低下に対しても歯止めをかけながら災害時対応に関する具体的な検討が必要

5. 建設業、一般廃棄物収集運搬業のほか、他団体との調整も必要

● 解体業、産業廃棄物処理業の団体とも調整が必要

3. 関係行政機関へのヒアリング結果について 東京都市町村清掃協議会

既存協定(相互応援協定)活用時の課題について

- 既存協定(多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定)の中では、<u>災害廃棄物に関する記述はなく</u>、既存協定の枠組みで<u>災害廃棄物を処理した実績もない</u>
- 既存協定は平時のごみ(生活ごみ)を対象として作成されているため、災害廃棄物をこの枠組 みで対応することは難しいと思われる

特別区・島嶼との調整事項について

- 昨年、特別区における災害廃棄物対策に係る検討状況、特別区で策定したガイドラインの報告 と合わせて、特別区と多摩地域間での相互応援に係る協定素案について話があった
- 現時点で、多摩地域の市町村間で災害廃棄物対策に係る取り組み状況には温度差があるため、多摩地域をまとめるためには時間が必要だが、特別区から提示された件については、今後、当協議会での審議事項としていく予定

複数市町村での共同処理について

- 複数市町村での共同処理は検討すべき事項と考えている
- まずは、<u>各市町村で、仮置場の受け入れがどの程度可能かを把握しておくことが必要</u>
- 複数市町村間での検討については、例えば、多摩地域の市長会からトップダウンで話をしてもらえば、検討しやすくなると思われる

地元との調整に必要な事項について

● 周辺住民との調整は必要になるため、多摩地域の共通ルールがあれば、説明しやすい。

3. 関係行政機関へのヒアリング結果について *三多摩清掃施設協議会*

既存協定(相互応援協定)活用時の課題について

- 平時のごみ(生活ごみ)の処理で既存協定(多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定)の枠組みを活用した実績はあるが、災害廃棄物については実績はない
- 施設が稼働停止し、再稼働できない状態となれば、当該協定の適用の可能性は考えられるが、 大量に発生する災害廃棄物をこの協定に基づいて対応することは困難だと思われる
- 費用負担については、明確に設定されていない(各団体でのやり取り)ため、災害時、すぐに受け入れできる状況にはならない

構成団体の各施設における余力等について

- 公表されている情報以外の「各施設の余力」、「処理能力に対する稼働率」、「受入可能量」等は、 当協議会として一括で情報把握・集約していない
- 広域支援の枠組み上、幹事市となる市町村などが相互支援に関する調整をする際、活用できるため、各施設の中長期的な計画に基づいた情報の把握・集約・共有が必要

地元との調整に必要な事項について

- 安全性を担保することが重要であり、そのために、<u>地元の方々にどのように説明すべきかを事</u> 前に考えておく必要がある
- 災害廃棄物の仮置きを複数市町村共同で行う場合は、<u>仮置場の運用に係る地元調整について</u> <u>も検討しておく必要がある</u>

3. 関係行政機関へのヒアリング結果について *東京たま広域資源循環組合*

組合所有施設での受入にあたっての条件について

- 前提として、通常搬入・処理しているごみ以外のものを搬入・処理する場合は、日の出町及び地元自治会からの了承が必要(焼却灰の処理能力(330t/日)の制約がある。)
- 構成団体で発生する災害廃棄物の全てを受け入れられるわけではないため、<u>地域の中で被害</u> を想定した上で、割り当てについて検討が必要
- 搬入にあたっては、「最終処分量の削減」、「安全性の担保」は必須であり、性状、質については 現行のものが前提で、周辺住民の合意形成が不可欠で<u>多摩地域市町村・一部事務組合の全</u> 体での検討が必要
- <u>災害害廃棄物でも徹底した再資源化、減容量化が不可欠</u>で、最終処分の量の削減が必要
- エコセメントの原料になる品質であることが重要(合わせて、搬入ルートやライフラインが確保され、製品の搬出先での需要がある状況で、施設が稼働できる状態であること)

組合規約上での災害対応事項について

- 災害廃棄物を含む一般廃棄物の処理については、規約上、問題はない
- <u>今後、発災前に構成団体間で受け入れの品質(性状)及び量、災害時の利用にあたってのルール等について、協議・検討が必要</u>

災害時における搬入配分の負担金の扱いについて

- 通常の搬入とは別枠で管理する必要がある(補助の精算もあるため)
- <u>各構成団体が持つ配分量を超過した際の対応や災害時に補助申請をする際の枠組み等については、今後、構成団体で協議・検討すべき</u>

3. 関係行政機関へのヒアリング結果について _{東京都}

都最終処分場利用にあたっての条件について

- 公有水面埋立法の関係上、どこからの廃棄物を埋め立てるか指定しており、<u>指定されたもの以外を埋め立てることになった場合、埋立免許の変更(埋立用材の変更)が必要</u>
- 発災前の段階で多摩地域からの災害廃棄物の受け入れについて検討することは困難
- 発災後、多摩地域内の最終処分場での埋立処分容量が超過し、多摩地域一丸での要請があれば、受け入れの可能性もある
- 特別区・島嶼に要請し、特別区で焼却処理した後の焼却灰を当該施設に搬入する場合は、都 への要請(埋立免許の変更等)も必要になると考えられる
- 搬入車両の条件については、登録車両以外搬入できないため、発災後に調整を行うことになる

都外処理の考え方について

- 来年度に策定予定の関東地域ブロックの行動計画に準じた対応となる
- 支援要請の手順として、八王子市内、多摩地域、特別区・島嶼を含めた都内全域での対応を検討し、それでも対応が困難な場合に限り、都外処理をすることになる
- 被災した区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合、災害廃棄物処理の一部を事務委託する準備はしている

東京都災害廃棄物処理計画について

● 計画の内容は、災害廃棄物の処理方針(処理主体や処理方法の優先順位等)、広域連携・広域処理に関すること、地方自治法上の事務委託に関係する事項、市町村に対する技術的な支援に関する事項など

3. 関係行政機関へのヒアリング結果(まとめ)

ヒアリング結果のまとめ(課題の整理)

1. 多摩地域内における災害廃棄物の相互応援に関する枠組みが無い

- 既存協定(相互応援協定)では災害廃棄物の相互応援による処理が困難
- 災害廃棄物処理に係る費用負担の設定についても検討が必要

2. 多摩地域内での災害廃棄物処理に係る共通ルールの検討が必要

- 各自治体が所有する施設以外の他施設の利用や仮置場の共同設置等、多摩地域で発生する災害 廃棄物を処理していくための体制について、具体的な検討がされていない
- また、多摩地域内での災害廃棄物処理対応が困難な場合は、特別区・島嶼への支援要請が必要になる(その逆もしかり)ことから、特別区・島嶼との連携に関しても具体的な検討が必要

3. 災害時における循環組合所有施設の利用にあたっての検討が必要

- 災害時の組合所有施設利用にあたっての共通ルール(徹底した分別方法、危険物・有害物の混入 防止策、局所災害/大規模災害における搬入配分等)について、関係者間で協議・検討が必要
- 多摩地域内で発生する災害廃棄物発生量について、構成団体で想定・試算した上で、災害廃棄物に 係る搬入配分の割り当てについて検討が必要
- 搬入配分量を超過した際の対応や補助申請を行う際の枠組みについて検討が必要

4. 都への事務委託に係る考え方の統一・共有が必要

- やむを得ず、都への事務委託をする際は多摩地域一丸での要請が必要
- 関東地域ブロック行動計画に係る情報共有も必要

4. ヒアリング結果(まとめ)

ヒアリング結果のまとめ(課題の整理)

1. (市の課題)市内災害廃棄物処理体制(一次仮置場まで)

- 市部局内の役割分担が明確でなく、発災後の市内業者の作業指示監督方法等が未整理
- 市と業界団体の協定締結状況が未把握、市内業者の災害廃棄物処理業務の知識・知見不足

2. (共通課題)災害廃棄物処理の相互応援、共同処理(二次仮置場以降)

- 既存協定(相互応援協定)では災害廃棄物は対象外、災害廃棄物処理の費用負担も未整理
- 自治体施設及び民間施設の利用方法や二次仮置場の共同設置等、多摩地域の災害廃棄物における共同処理体制がない(主体の整理もなし)

3. (共通課題)災害廃棄物の最終処分

- 災害時の最終処分の共通ルール化(徹底した再資源化、減容量化による最終処分の量の削減、危 険物・有害物の混入防止策、局所災害/大規模災害における搬入配分、費用負担・補助金申請方 法等)が未整理
- 災害廃棄物の最終処分に関する周辺住民等との同意形成なし

4. (共通課題)特別区等・都との連携体制

- 災害廃棄物の処理が多摩地域内で困難な場合における、特別区・島嶼への支援(受援)方法が未整理、特別区・島嶼との相互応援体制がない
- 都への都外処理の事務委託のあり方が未整理、都災害廃棄物処理計画への位置付けが不明、関 東地域ブロック行動計画への反映方法が未整理